

次期障害者プラン（素案） 概要

～すべての人が生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会をめざして～

I 基本的事項

◆計画策定の背景と趣旨

- ・障害者権利条約や、障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定などにより、障害者の権利の実現に向けた取組の強化が必要。
- ・「制度の谷間、空白の解消」や「本人のニーズに合った支援の提供」の実現に向けた対応が必要。
- ・今後の障害者施策の総合的な推進を図るための指針および実施計画として策定。
- ・糸賀一雄氏らの実践や理念をはじめ、ニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国の施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指す。

◆計画の位置付け

- ・障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画
- ・滋賀県基本構想をはじめ県が策定する他の計画・指針等とも整合性のある計画

◆計画期間

平成 27～32 年度の 6 年間（ただし、V および VI は平成 27～29 年度の 3 年間）

◆計画の推進体制

ア 福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携・調整

イ 県と市町、事業者、県民等との協働と役割分担

II 基本理念と基本目標

◆基本理念

“みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる”

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮するなど、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現を目指す。

<2つの起点>

ア 「ひと」：既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている人、支援を担う人を起点に考え、施策を進める。

イ 「まち」：障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進める。

◆基本目標

“地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現”

<5つの視点>

その人らしく：権利擁護に関する制度や施策の充実を進め自立した生活を実現

いつでも：重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現

だれでも：制度の谷間のない支援、障害理解の推進

どこでも：ニーズに即した先進的な取組を全県的に推進

みんなで取り組む：自助・共助・公助の力を合わせ、県民みんなが協働し自立生活を実現

Ⅲ 現状と今後の課題

1. 暮らす

- ・福祉施設に入所する人の地域生活への移行は少しずつではあるが進んでいる。一方で他県の福祉施設に入所されている方があり、地域における住まいの場の確保をさらに進めることが必要。
- ・専門的な支援に対応できるサービスや、障害のある人の高齢化に対応できるサービスが少なく、障害のある人が親亡き後の生活の見通しを立てづらい状況。
- ・障害のある子どもが放課後等に利用できる通所サービスや、医療的ケアの必要な児童生徒に対する支援が不足。

2. 学ぶ

- ・県立特別支援学校の幼児児童生徒数や公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数が増加している。
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進が求められている。
- ・特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応する教育環境の整備が重要な課題。

3. 働く

- ・法定雇用率達成企業割合は全国平均を上回っているものの、民間企業における実雇用率は法定雇用率に達していない。
- ・就労移行支援事業所の就労実績は伸び悩んでおり、一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備が必要。
- ・特別支援学校高等部卒業生のうち一般企業への就職者の割合は、全国平均に比べて低く、受入れ企業の開拓、学校での効果的な作業訓練のあり方の検討などが必要。
- ・高等学校と卒業後の就労支援機関との連携強化が必要。

4. 活動する

- ・障害者スポーツへの注目が徐々に高まる中で、障害のある若い人たちがスポーツに触れ、興味を持つ機会が少ない。
- ・身近な地域で文化芸術活動に取り組める場所や支援できる人材が不足している。
- ・当事者同士のピア活動の場が少ない。

5. 共生のまちづくり

- ・障害者に対する一層の理解や、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることが必要。
- ・災害発生時における広域的な支援体制の整備が必要。
- ・近年の法改正の円滑な施行に取り組み、障害のある人の権利を守る取り組みの強化が必要。

IV 主要施策の方向

1. とともに暮らす

ア 地域における住まいの場の確保

- ・グループホームの整備促進
- ・公営住宅の活用、民間賃貸住宅への入居支援

イ 入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援

- ・日中活動サービス等を行う施設の整備促進
- ・移動支援の推進

ウ 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実

- ・要医療障害者の地域生活への取組
- ・発達障害のある人に対する理解の促進と総合的な支援体制の整備

エ 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

- ・福祉圏単位の相談支援機能の充実
- ・重症心身障害者ケアマネジメントの推進

《数値目標》

| 指標 | 平成 25 年度 実績 | 平成 32 年度 目標 | 備考 |
|--------------------------|----------------|----------------|----|
| 公営住宅の建替等によるバリアフリー化実施率 | 79% | 100% | — |
| 障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率 | 71.8% | 100% | — |

2. とともに学ぶ

ア 教育環境の充実

- ・就学前対応の充実
- ・個々のニーズに応じた多様で柔軟な学びの場の充実

イ 障害のある児童生徒への教育、相談・支援体制の充実

- ・障害のある児童生徒への教育の充実
- ・教職員の資質向上

ウ 学校や地域における交流や学習の推進

- ・交流及び共同学習の推進による理解促進
- ・学校における学習機会の設定

《数値目標》

| 指標 | | 平成 25 年度 実績 | 平成 32 年度 目標 | 備考 |
|---------------------------|---|----------------|----------------|----------------|
| 「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合 | 小 | 81.1% | 100%(H30) | 第2期滋賀県教育振興基本計画 |
| | 中 | 72.2% | 100%(H30) | 第2期滋賀県教育振興基本計画 |
| | 高 | 40.8% | 80%(H30) | 第2期滋賀県教育振興基本計画 |
| 「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合 | 小 | 42.3% | 80%(H30) | 第2期滋賀県教育振興基本計画 |
| | 中 | 41.2% | 80%(H30) | 第2期滋賀県教育振興基本計画 |
| | 高 | 18.8% | 50%(H30) | 第2期滋賀県教育振興基本計画 |

3. とともに働く

ア 企業で働く人や働きたい人への支援

- ・雇用の場の確保
- ・福祉施設や特別支援学校からの企業就労の促進

イ 企業や事業所への障害者雇用についての理解の促進

- ・関係機関との連携による障害者雇用促進のための周知、啓発

ウ 企業で働くことが困難な人への支援

- ・就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進
- ・社会的事業所の運営支援

エ 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

- ・働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実
- ・就労支援や雇用創出に向けたシステムづくり

《数値目標》

| 指標 | 平成 25 年度 実績 | 平成 32 年度 目標 | 備考 |
|--|----------------|------------------|----|
| 県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数 | 5,444 人 | 6,450 人 (H30) | — |
| 働き・暮らし応援センターで支援する在職者数 | 2,018 人 | 3,400 人 | — |
| 法定雇用率達成企業割合 | 51.8% | 65% | — |
| 平均工賃の月額が 30,000 円以上の就労継続支援 B 型事業所の全体に占める割合 | 9.9% | 30.0% | — |

4. とともに活動する

ア 障害のある人のスポーツの推進

- ・障害者スポーツ推進体制の整備
- ・参加機会の拡大

イ 障害のある人の文化芸術活動の推進

- ・造形活動への参加促進と発表機会の充実
- ・アール・ブリュットの振興

ウ 地域における余暇活動の支援

- ・余暇活動の場の提供

エ 社会参加の促進

- ・障害者社会参加推進センターによる事業推進
- ・地域における社会参加の促進

オ 障害のある人の本人活動や交流への支援

- ・本人活動の支援
- ・地域における交流の促進

《数値目標》

| 指標 | 平成 25 年度 実績 | 平成 32 年度 目標 | 備考 |
|----------------------------------|----------------|----------------|----|
| 障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニバルの参加人数 | 1,527 人 | 2,000 人 | — |
| 障害者スポーツ指導員の資格を取得した生涯スポーツ関係者の人数 | 4 人 | 30 人 | — |
| 障害者アート公募展への応募数 | 242 点 | 280 点 | — |

5. 共生のまちづくり

ア 障害者理解の促進

- ・「障害者週間」を中心とした広報・啓発の推進
- ・多彩な人権啓発の実施

イ 差別の解消および権利擁護の推進

- ・障害者差別解消法の円滑な施行
- ・虐待防止に向けたシステムの構築

ウ 「公私協働により福祉しが」の実践による福祉サービスの向上

- ・「滋賀の縁創造実践センター」との相互連携と協働によるトータルサポートの仕組みづくり

エ 意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実

- ・県と市町の連携による意思疎通支援の充実
- ・IT利用の促進とITを活用した生活・就労の促進

オ 福祉のまちづくりの推進

- ・公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進

カ 保健・医療サービスの充実

- ・総合リハビリテーションの推進による障害のある人への支援
- ・精神障害者に関する保健・医療サービスの充実

キ 防災・防犯体制の充実

- ・防災への理解促進
- ・被害防止対策の推進

ク 難病患者に関するサービスや制度の推進

- ・難病医療体制の充実
- ・在宅療養支援および相談支援体制の充実

《数値目標》

| 指標 | 平成25年度 実績 | 平成32年度 目標 | 備考 |
|------------------------------|--------------|--------------|----|
| コミュニケーション支援派遣回数 | 9,689回 | 11,000回 | — |
| 特定道路におけるバリアフリー化率 | 62.1% | 100% | — |
| 駅のバリアフリー化率 (乗客1日3,000人以上) | 75.6% | 100% | — |
| 高次脳機能障害の専門研修に参加した支援者数 | — | 180人 | — |

特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。

V 重点施策

1. 発達障害のある人への支援の充実

- 発達障害のある人に特化した専門サービスの充実
- 福祉と教育の連携による切れ目のない就労支援の強化
- 発達障害のある人を理解し支える身近な人の輪を広げる取組の推進
- 県庁組織における分野横断的な施策構築の推進

2. 障害のある人の就労支援の促進

- 就労移行支援事業所の機能強化による一般就労への移行支援
- 知的障害のある人の職域拡大
- 就労の実現に向けた教育の推進
- 発達障害のある人に対する福祉と教育の連携による切れ目のない就労支援の強化（再掲）
- 障害者雇用についての理解の促進
- 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実

- 障害高齢者に対する支援方策の検討
- 重症心身障害者の地域生活を支える医療的ケアの充実
- 強度の行動障害を示す障害者への支援の充実

4. 精神障害のある人への支援の充実

- 精神疾患の早期発見・治療と精神障害者の早期支援の促進
- 退院可能な患者の地域移行の促進と訪問型支援による地域生活支援の充実

5. インクルーシブ教育システムの構築

- 様々な障害種別や児童生徒の教育的ニーズに対応できる体制づくり、学校間連携の推進

6. 障害のある子どもへの支援の充実

- 障害のある子どもが通う放課後等デイサービス事業所等の支援の質の向上
- 障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実に向けた検討

7. 福祉圏単位の相談機能、支援ネットワークづくりの充実

- 様々な障害に関する福祉圏単位の専門的広域的な相談機能の充実や支援ネットワークづくりの推進

8. 障害者のスポーツ、芸術・文化活動の推進

- 10年後の全国障害者スポーツ大会を見据えた環境整備
- 東京オリンピック・パラリンピックに向けての障害者芸術・文化活動の振興

VI 障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

【成果目標】

| 指標 | 平成 29 年度目標 | 備考 |
|-----------------------------|------------------------|---|
| ①福祉施設への入所者のうち、地域生活に移行する者の人数 | 21 人 (H27～H29 の累積) | H23～H25 の累積 10 人 |
| ②県内の福祉施設に入所する者の人数 | 932 人 (H29 年度末) | H25 年度末 951 人 |
| ③他県の福祉施設に入所する県民 【県独自指標】 | 一人でも多くの人 の県内での生活の実現 | H25 年度末 140 人 H24 年度末 135 人 H23 年度末 120 人 |

【関連施策】

- ア 地域における住まいの場の確保
 - ・入所施設からグループホーム等への移行促進
 - ・地域における自立生活支援体制の整備
- イ 重度障害者への支援の充実
 - ・重症心身障害者への支援
 - ・強度の行動障害を示す障害者への対応
- ウ 障害高齢者への支援の充実
 - ・高齢となった障害のある人への対応

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

【成果目標】

| 指標 | 平成 29 年度目標 | 備考 |
|----------------------------|------------------|-----------------|
| ①入院後 3 か月時点の退院率 | 64%以上 | H25.6 末 57.6% |
| ②入院後 1 年時点の退院率 | 91%以上 | H25.6 末 88.5% |
| ③長期在院者数（入院期間が 1 年以上である者の数） | 1,242 人（H29.6 末） | H24.6 末 1,350 人 |

【関連施策】

- ア 入院早期からの地域生活への移行に向けた環境整備の促進
 - ・精神科病院から地域生活への移行促進
- イ 地域における住まいの場の確保
 - ・入所施設からグループホーム等への移行促進
 - ・地域における自立生活支援体制の整備
- ウ 精神科医療の充実
 - ・精神疾患の早期治療と精神障害者への早期支援
 - ・救急医療体制の充実
- エ 医療、保健、福祉の連携による包括的支援体制の整備
 - ・多職種チームによる訪問型支援の促進
 - ・教育、相談機関、児童施設等と精神科医療機関、保健所、市町との連携体制づくり
- オ 精神障害に対する正しい理解の促進
 - ・精神障害に関する知識や情報の提供

3. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

【成果目標】

| 指標 | 平成 29 年度目標 |
|-------------------------|------------|
| 各市町または圏域ごとに地域生活支援拠点等を整備 | 設定しない(注) |

(注) 地域生活支援拠点については、国の平成 27 年度概算要求においてモデル事業に関する予算が要求されています。こうした事業を通じて地域生活支援拠点のイメージが具体的になる中で、市町の検討状況も踏まえながら、然るべき段階で計画を見直し目標値を設定することとします。

【関連施策】

- ア 地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ等）を集約しグループホーム等に付加した拠点等（地域生活支援拠点等）の整備の推進
 - ・地域生活支援拠点としての機能整備
- イ 相談支援体制の充実
 - ・相談支援体制の充実と相談支援従事者の資質向上
- ウ 滋賀県障害者自立支援協議会による地域ケアシステムの機能強化の推進
 - ・地域ケアシステムの体制整備

4. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

【成果目標】

| 指標 | 平成 29 年度目標 | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|---------------|
| ①福祉施設利用者のうち一般就労に移行する者 | 144 人 | H24 72 人 |
| ②就労移行支援事業所の利用者数 | 317 人 (H29 年度末) | H25 年度末 198 人 |
| ③就労移行支援事業所ごとの就労移行率 | 就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 50%以上に | H25 32.4% |
| ④全就労移行支援事業所の就労移行率 【県独自指標】 | 20%以上 | H25 17.8% |

【関連施策】

- ア 障害者雇用への理解や受入れのための環境整備の促進
 - ・企業や事業所への情報提供
 - ・障害者雇用についての啓発
- イ 就労系障害福祉サービス等の機能強化
 - ・就労移行支援事業所における訓練ノウハウやスキルの蓄積を図る取組
- ウ 就労に向けた教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実
 - ・働き・暮らし応援センターの機能強化
 - ・滋賀県障害者雇用促進検討会議での連携
- エ 就労に向けた訓練・実習の場の確保
 - ・就労移行支援事業の実施
 - ・職場体験事業等の活用
- オ 発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援
 - ・発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、難病・相談支援センターと関係機関の連携による就労支援
- カ 福祉的就労における就労収入の向上
 - ・「仕事おこし」の取組の支援
- キ 障害者優先調達推進
 - ・官公需の優先発注

5. 障害児支援体制の整備

- ア 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備
 - ・地域支援体制の整備
 - ・県立施設における支援
- イ 早期発見・早期治療の推進
 - ・周産期保健医療体制の充実
 - ・母子保健サービスの充実
- ウ 療育・子育て支援策の推進
 - ・地域療育の推進
 - ・放課後等デイサービス等の設置促進
- エ 教育との連携
 - ・学校内外での活動に対する教育機関と関係機関の連携
- オ 医療等の特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - ・サービス体制の整備促進
 - ・地域自立支援協議会等を活用した連携の推進
- カ 障害児支援から障害者支援への切れ目ない支援の強化
 - ・地域自立支援協議会を活用した連携の推進
 - ・情報の共有と連携の強化

6. 人材の確保と資質の向上

- ア サービスの提供に関わる従事者の研修を通じた実践者の育成
 - ・質の高い人材の育成・確保のための体制整備
 - ・リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の養成
- イ 障害者に対する虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上
 - ・滋賀県障害者権利擁護センターにおける研修

7. 活動指標

- ・福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、平成 29 年度における障害者雇用の推進に関する活動指標を設定。
- ・平成 27 年度から 29 年度について、障害者総合支援法に基づくサービス等の事業量を見込む。(各市町において必要なサービス量を見込み、これを積み上げて設定)

ア 障害者雇用の推進に関する活動指標

| 指標 | 平成 29 年度目標 |
|---|------------|
| ①就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数 | 136 人 |
| ②公共職業安定所のチーム支援による福祉施設利用者の支援件数 | 144 人 |
| ③福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、委託訓練事業の受講者数 | 15 人 |
| ④福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者トライアル雇用の開始者数 | 58 人 |
| ⑤福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援の対象者数 | 44 人 |
| ⑥就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援の対象者数 | 80 人 |

イ 障害福祉サービスの見込量

※各市町のサービス見込み量を積み上げて、最終案で記載

Ⅶ 計画の進行管理

- ・年度ごとの計画の進捗状況の把握
- ・滋賀県障害者施策推進協議会における評価

Ⅷ 資料編

- ・障害者の状況等の各種データ
- ・用語集